

令和3年度答申第51号
令和3年12月8日

諮問番号 令和3年度諮問第42号（令和3年9月16日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 道路損傷等行為に係る原因者負担金負担命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）の運転する自家用普通乗用自動車（以下「本件車両」という。）が、一般国道Aにおいて、事業用大型貨物自動車（以下「相手方車両」という。）の右後部に接触する交通事故（以下「本件交通事故」という。）を起こした後、ガードレール及びブラケット（以下「本件道路附属物」という。）に損傷を与える事故を起こした（以下、この損傷を「本件損傷」という。）として、B地方整備局長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、道路法（昭和27年法律第180号）58条1項の規定に基づき、道路の復旧工事に要した費用の負担命令（以下「本件負担命令」という。）を発したところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

道路法58条1項は、道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じ

た限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする旨規定する。

道路法22条1項は、上記「他の行為」とは、道路を損傷し、若しくは汚損した行為又は道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為をいう旨規定し、同法2条1項は、同法における「道路」とは、一般交通の用に供する道で同法3条各号（一般国道等）に掲げるものを用い、トンネル等道路と一体となってその効用を全うする施設や道路の附属物（道路上の柵等）を含む旨規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 令和元年5月16日午前3時38分頃、審査請求人の運転する本件車両の左前部と相手方車両の右後部とが接触する交通事故（本件交通事故）が、一般国道A上り84.65k付近（以下「本件交通事故現場」という。）において発生し、その後、B地方整備局C国道事務所（以下「C国道事務所」という。）管理の本件道路附属物が損傷（本件損傷）した。

（損傷箇所位置図、交通事故証明書、物件事務報告書）

- (2) 令和元年5月16日午前3時47分頃、B地方整備局高規格道路管理センター（以下「高規格道路管理センター」という。）は、警察から本件交通事故の第1報を受けた。

（高規格道路事象受付・処理簿）

- (3) 令和元年5月16日午前3時56分頃、高規格道路管理センターから出動要請を受けたP社の巡視員は、本件交通事故現場において、上記(1)の両車両の接触箇所の破損のほか、本件道路附属物の凹み、支柱の傾き及び擦過痕並びに本件車両の停車箇所後方に車両部品が散乱していることを確認し、同日午前4時17分頃から5時20分頃までの間に散乱物の清掃を行った。

（道路巡回日誌、同日誌に添付の本件交通事故現場の写真、巡回作業員供述書に添付の本件交通事故現場の写真）

- (4) C国道事務所D維持出張所は、令和元年6月28日、本件道路附属物（ガードレール1枚及びブラケット4個）の復旧工事（以下「本件復旧工事」という。）を行った。

（作業日報）

- (5) 処分庁は、令和2年3月23日付けで、審査請求人に対し、道路法58

条1項の規定に基づき、本件復旧工事に要した費用（合計39万4536円）の負担命令（本件負担命令）を発した。

（工事原因者負担金納付命令書）

（6）審査請求人は、令和2年5月21日、審査庁に対し、本件負担命令を不服として審査請求をした。

（審査請求書）

（7）審査庁は、令和3年9月16日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

自動車が強固な道路附属物に衝突して、凹みや傾きを生じさせ、擦過痕を生じた場合、車両側にも反転された衝突痕は残る。本件車両には本件道路附属物との衝突痕はなく、本件道路附属物に衝突した事実はないことから、本件負担命令の取消しを求める。

また、強固な道路附属物に強い力で衝突したとすれば相当な衝撃を受けるが、審査請求人には「損傷させた記憶」はない。

処分庁が主張する本件損傷前日の巡視については、目立った異常がないか通り過ぎての確認では僅かな本件損傷を視認することはできず、本件損傷以前の状況が分かる写真等はなく、本件道路附属物に衝突した事実は認定できない。

本件道路附属物付近（本件道路附属物の裏を含む。）に散乱していた審査請求人の車両部品については、本件交通事故によって車両部品が広範囲に飛散したと考えるのが自然である。

交通事故証明書や物件事務報告書は、ごく簡略に司法警察員の独断で作成されるものであるから、本件交通事故の日時や場所などに関する事実証明に使用することはできるが、本件道路附属物に衝突した事実の証明にはならない。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は次のとおりである。

1 原因者負担金（道路法58条1項）について

道路の管理に要する費用は、道路管理者が負担するのが原則であるところ、道路法58条1項に基づく原因者負担金制度は、「他の工事」又は「他の行

為」により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用を道路管理者に負担させることは衡平に反し、その原因者に負担させることが衡平にかなうことから、私法上の不法行為制度とは別に定められた公法上のものであり、明文上故意・過失を必要とせず、原因者に対して復旧に要した費用を「その必要を生じた限度において」負担させることができるものである。

裁判例においても、「法第58条第1項の原因者負担金制度は、過失責任を前提として対等な立場にたつ二当事者間で損害を公平に分担しようとする民法上の不法行為の制度とは異なり、住民の生活上の利便に不可欠の重要性を持つ公共用物としての道路の迅速な機能回復という極めて公共性の高い法目的の実現を図るための手段として、行政庁である道路管理者に対して、その優位的地位に基づく行政上の裁量により道路に関する工事又は道路の維持のための費用を公用負担としてこれを原因者に課する命令権限と強制徴収権限を付与したものと解することができる。」（札幌高等裁判所平成16年3月25日判決道路法例規集15巻七五七九・5806）と判示されている。

すなわち、原因者負担金制度は、公共用物としての道路の迅速な機能復旧を図るという公益目的の手段として、道路管理権限に基づく行政上の裁量により、特段考慮すべき事情がない場合は、損傷の行為者が特定できれば、その事実関係を基礎として、原則として当該行為者に対して機能復旧に要した費用を納付するよう命じる権限を道路管理者に公法上特別に付与したものと解される。

2 本件負担命令の適法性について

本件負担命令は、本件損傷に伴う復旧に要した費用を道路法58条1項の規定に基づき、審査請求人に課したものであるが、審査請求人は本件損傷を与えた事故（以下本項「2」において「本件事故」という。）の原因者ではないと主張することから、本件負担命令の取消しが認められるかについて、以下に検討する。

(1) 本件事故の原因者について

本件事故については、令和2年6月25日付け文書番号aで処分庁から提出のあった弁明書に添付された令和元年6月3日付け自動車安全運転センターE県事務所長の交通事故証明書により、本件損傷が確認・証明されており、審査請求人は本件事故の原因者であると考えられる。また、F県警察本部交通部高速道路交通警察隊長が回答した物件事故報告書（以下「本件物件事故報告書」という。）において、本件交通事故の後、本件事

故があったとの事故概要及び衝突地点が示されており、審査請求人は本件道路附属物に衝突したことが確認できる。

交通事故証明書については、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）29条1項5号の規定により、自動車安全運転センターが交通事故に関し、その発生した日時、場所その他内閣府令で定める事項（交通事故の当事者の住所及び氏名、事故類型その他当該交通事故に関する事実を証するため必要と認められる事項）を記載した書面を、当該事故における加害者、被害者その他当該書面の交付を受けることについて正当な利益を有すると認められる者の求めに応じて交付することとされている。

本件物件事故報告書については、交通事故証明書と同様、警察内部で作成される文書であり、作成方法やその証明する内容について、交通事故証明書と異なることはないものである。

審査請求人の「交通事故証明書や物件事故報告書では本件損傷の事実証明にはならない」との主張は、以上により認められない。さらに、処分庁は本件道路附属物付近等に審査請求人の車両部品を確認しており（本件道路附属物写真）、本件事故の衝撃で散乱したと主張するところ、審査請求人からは、本件交通事故によるものとの主張のみで、当該主張を覆すに足る証拠等の提出はなされていない。

（2）道路の巡視について

処分庁は、本件損傷前日に3回にわたり本件事故箇所の巡視を実施し、本件道路附属物の異常は報告されていない。また、本件事故直近の巡回（令和元年5月15日午後9時55分～午後10時04分）から本件事故発生までの間に本件交通事故以外の通報等はない（道路巡回日誌）。本件損傷は審査請求人が主張する僅かな傷ではなく、凹み、擦過痕等の損傷は見れば明らかな状態であり（本件道路附属物）、巡視により視認できなかったとは考えられない。

したがって、本件負担命令に違法又は不当な点はない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和3年9月16日、審査庁から諮問を受け、同年10月14日、同月21日及び同年12月2日の計3回、調査審議をした。また、審査庁から、同年10月14日及び同年11月2日、補充の主張書面又は資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件負担命令の適法性及び妥当性について

(1) 争点

ア 本件負担命令は、処分庁が、本件損傷の原因を審査請求人の運転する本件車両の本件道路附属物への衝突とし、この行為を道路法58条1項に規定する「他の行為」に当たるものと判断して、審査請求人に対して、同項の規定に基づき、審査請求人を「他の行為につき費用を負担する者」として本件負担命令を発したものであるところ、審査請求人は、本件車両が本件道路附属物と衝突した事実はないとして、本件負担命令の取消しを求めている。

イ 道路法58条1項に規定する原因者負担金制度は、道路の管理に関する費用は、道路管理者が負担するのが原則である（同法49条）が、「他の工事」又は「他の行為」により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、道路管理者に負担させることは衡平に反するため、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることとしたものであると解される。

そこで、以下、審査請求人の運転する本件車両が本件道路附属物に衝突したとして、この行為が「他の行為」に当たるとした審査庁の判断の適法性及び妥当性を検討する。

(2) 検討

ア 本件損傷について

ガードレールは、道路の附属物（道路上の柵）に該当し、道路法上の道路に含まれる。道路巡回日誌に添付された本件交通事故現場の写真によれば、本件道路附属物には、凹み、支柱の傾き及び擦過痕を確認することができ、本件損傷は、車道側から硬い物体が接触した際に生じたこと、また、その物体は、本件交通事故現場が自動車専用道路であることから車両である可能性が高いといえる。

イ 本件交通事故の発生前の本件道路附属物の状況について

道路巡回日誌によれば、本件交通事故の発生（令和元年5月16日午前3時38分頃）の前日に3回にわたり実施した本件交通事故現場の付近の巡視において、本件道路附属物を含め、道路に異常のないことが確認されていたこと、また、本件交通事故の前日及び本件交通事故の直近

の巡視（本件交通事故の約5時間半前（同月15日午後9時55分から午後10時4分までの間）に実施）から本件交通事故が発生するまでの間に、それぞれ一般国道Aの利用者等から交通事故や通行障害に関する通報はなかったことが認められる。また、審査庁の令和3年10月14日付け主張書面によると、本件交通事故現場付近における定期巡回は、2人1組で行われており、道路附属物の凹み、支柱の傾き及び擦過痕の異常が生じた際、巡視員がそれを確認することができる体制にあるものといえる。

そうすると、本件交通事故の直近の巡視の際に本件道路附属物が損傷していた可能性は低く、また、当該巡視の後も本件交通事故現場の付近において車両の事故、故障等が発生していた可能性は低いことから、本件交通事故の発生前に本件道路附属物が損傷していた可能性は低いといえる。

ウ 本件交通事故現場の状況及び本件車両の動向について

道路巡回日誌に添付された本件交通事故現場における事故処理の写真によれば、①停車している本件車両の左前部は、バンパーがほぼ脱落し、ボンネットが折れ曲がり、エンジンルームが露出する損傷を生じていること、②損傷した本件車両は本件道路附属物の損傷箇所より進行方向前方の路肩に、本件道路附属物と近接して停車し、当該損傷箇所の付近に散乱した部品を巡視員が清掃していることが認められる（相手方車両は、右後部に凹みが認められるものの、衝突による部品の散乱はみられない。）。

交通事故証明書及び本件物件事故報告書には、①審査請求人及び相手方車両の運転手に加えて、C国道事務所が事故の当事者であること、②C国道事務所の管理下の本件道路附属物が損傷していることが記載されるとともに、本件物件事故報告書には、③「衝突地点及び事故概要」として、本件交通事故の後、本件車両が車道左側を走行し本件道路附属物に衝突したことが図示されている。

そこで、当審査会が、審査庁を通じて、本件交通事故現場において事故の状況調査、損傷物の確認、散乱物の清掃等に従事した巡視員の供述書の提出を求めたところ、巡視員は、当時は、損傷発生場所等の確認とともに高規格道路管理センターへの状況報告や散乱物の清掃等を行わなければならない状況にあり、また、消防隊、F県警察本部交通部高速道

路交通警察隊（以下「F県警高速隊」という。）、救急隊等多数の関係者及び車両等が活動しており、審査請求人に接触して現認書記載内容の確認や住所・氏名欄等への記載を求めるまでに至らなかった旨供述している。同人から提出された事故現場の写真をみると、F県警高速隊の複数の隊員らが本件車両の損傷状況を見分していること、当該隊員が、左前部を損傷した本件車両の運転席を懐中電灯で照らして見分していることが確認できる。さらに、巡視員は、散乱物の清掃作業の過程において、本件道路附属物の損傷箇所より進行方向後方付近に、白色車両（本件車両を指すと思われる。）の破片、ライトのような部品や白色又は黒色の部品の散乱を確認するとともに、損傷した本件道路附属物の裏にも散乱物があり、水路内で地面に刺さったような状態の白く細長いプラスチック片を回収したほか、周囲の草むら内でも車両破片を確認した旨供述している。同人が提出した写真によれば、停止した本件車両から数メートル後方の路肩上に白色のものも含め車両部品が散乱しており、その付近の本件道路附属物に凹み、支柱の傾き及び擦過痕が生じていることが確認できる。

そして、本件物件事故報告書をみると、「現場見分の有無」欄には「有」に○印が付されていること、そして、交通事故の現場においては、自動車運転時の携帯が義務付けられている運転免許証に基づき確認される情報である住所、氏名及び生年月日が審査請求人に係るそれぞれの欄に記載されていること、同じく、車両への備付けが義務付けられている自動車損害賠償責任保険証書に基づき確認される情報である契約先の損害保険会社名及び証明書番号が審査請求人に係る「自賠責保険関係」欄に記載されていること、審査請求人に係る「事故時の状態」欄には「運転」に○印が付されていることに鑑みれば、本件物件事故報告書は、通報を受けて本件交通事故現場に臨場したF県警高速隊の複数の隊員らによる現場見分の結果に基づき作成されたものであって、その信用性は高いものと認められる。

以上の事実及び証拠を経験則に照らし総合すれば、本件交通事故の発生直後に本件車両が本件道路附属物に衝突した蓋然性が高いと認めることができる。本件道路附属物を損傷させた記憶はなく、また、本件物件事故報告書等は衝突の事実の証明にならないとする審査請求人の主張は、採用することができない。

また、審査請求人は、「損傷させた記憶はない」との主張と併せて、「事故の状況は第二車線を走行していたトラックが第三車線に進路変更した為、接触した事故で、その後路肩に双方車両が停止したものであり、ガードレールとの接触はない」として、事故発生状況図と称する図を審理員に提出するとともに、これを「審査請求人が認識する事故態様を、可視化するため図面化したもの」と主張する。しかし、審査請求人は、相手方車両との接触後どのようにして路肩に本件道路附属物と近接して停車するに至ったのかについて説明をしてきておらず、結局のところ上記事故発生状況図は、審査請求人の主張するとおり審査請求人の認識する事故態様を可視化したにすぎないものであって、本件事故発生の状況が審査請求人の認識するとおりであることを客観的に立証するものとはいえないから、審査請求人の主張は採用することができない。

なお、本件負担命令に係る命令書には、損傷数量として「SBガードレール2枚、SBブランケット4個」、復旧数量として「SBガードレール1枚、SBブランケット4個」がそれぞれ記載されている。この差分のSBガードレール1枚について、処分庁は損傷程度が軽微で再使用可能な状態であると判断して本件復旧工事をしたためとしており、本件負担命令は道路法58条1項に規定する必要を生じた限度において負担を命じたものといえる。

エ 小括

以上のとおり、本件車両が本件道路附属物に衝突したと推認されることに加え、本件交通事故の発生前に本件道路附属物が損傷していた可能性が低いことを総合して考えれば、本件損傷は、本件車両が本件道路附属物に衝突したことにより生じたものと認めることができる。したがって、審査請求人が運転する本件車両が本件道路附属物に衝突した行為は「他の行為」（道路法58条1項）に当たり、審査請求人は、当該「他の行為につき費用を負担する者」であるとしてなされた本件負担命令が違法又は不当であるということとはできない。

(3) 審査請求人のその余の主張について

審査請求人は、本件車両には本件道路附属物と合致する傷を確認できない旨を主張する。しかし、本件車両の傷の有無によるまでもなく、本件車両が本件道路附属物に衝突したことにより本件損傷が生じたと判断できることは上記(2)のとおりである。また、本件車両は、直前に相手方車両

と接触事故（本件交通事故）を起こしていること、そして、停車した時点における本件車両は中破し車両の前部や側面の前左側が大きく損傷していることから、本件道路附属物との衝突による痕跡のみを峻別することは難しい状態にあるといえる。加えて、本件道路附属物の損傷状況及び本件道路附属物と本件車両の地上高の関係からして、本件車両は、本件道路附属物に対して直角方向よりは水平方向に近い角度で、その前部左角付近あるいは側面の前左側が衝突し、衝突の直後、そのままの角度で道路の外方向には進まず、水平方向（道路進行方向）に進路を変えて、本件道路附属物に近接して停車するに至ったことがうかがわれ、審査請求人が示すようなガードレールと接触した際の典型的な痕跡が残らない衝突であった可能性が高い。そうすると、この点に関する審査請求人の主張によっても上記（2）の判断は左右されない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹